

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成24年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請の取下げ)

第2条 法第53条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届書（様式第1号）を当該申請に係る建築物の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第3条 局長は、法第54条第1項又は第55条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による低炭素建築物新築等計画不認定通知書又は低炭素建築物新築等計画変更不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(低炭素建築物の新築等の取りやめの届出)

第4条 法第55条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第56条に規定する低炭素建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、低炭素建築物の新築等取りやめ届書（様式第2号）を局長に提出しなければならない。

(低炭素建築物の新築等の状況の報告)

第5条 法第56条の規定に基づく報告は、低炭素建築物の新築等状況報告書（様式第3号）により行わなければならない。

(低炭素建築物の新築等の完了)

第6条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等が完了したときは、低炭素建築物の新築等完了届書（様式第4号）を局長に提出しなければならない。

(計画の認定の取消しの通知)

第7条 局長は、法第58条の規定に基づき低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。

(必要と認める図書)

第8条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）の建築物全体又は共同住宅等若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住戸 次に掲げる者のうちいずれかの者

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者のうちいずれかの者

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの

イ 前号アに定める者

(設計内容説明書)

第9条 省令第41条第1項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

認定申請取下げ届書

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで認定の申請をした低炭素建築物新築等計画について、申請を取り下げたいので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出の有無  
有 ・ 無
- 2 認定の申請に係る建築物の位置
- 3 取下げをする理由

(A4)

様式第2号(第4条関係)

低炭素建築物の新築等取りやめ届書

年 月 日

広域振興局長 様

認定建築主 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け岩手県指令 第 号で認定の通知があつた低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物の新築等を取りやめたので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条の規定により、低炭素建築物新築等計画認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出の有無  
有(確認年月日・番号 ) ・ 無
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 取りやめをする理由

(A4)

様式第3号(第5条関係)

低炭素建築物の新築等状況報告書

年 月 日

広域振興局長 様

認定建築主 住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定に基づき報告の求めのあった低炭素建築物の新築等の状況について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定年月日等

年 月 日付け岩手県指令 第 号

2 認定に係る建築物の位置

3 低炭素建築物の新築等の状況

(A4)

様式第4号(第6条関係)

低炭素建築物の新築等完了届書

年 月 日

広域振興局長 様

認定建築主 住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所  
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

低炭素建築物の新築等が完了しましたので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定年月日等

年 月 日付け岩手県指令 第 号

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出の有無

有(確認年月日・番号 ) ・ 無

3 認定に係る建築物の位置

4 工事中の軽微な変更の内容

備考 認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等が行われた旨を建築士等が確認した書類を添付してください。

(A4)